

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人本庄八郎記念お茶財団（以下「この法人」という。）定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款 第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条 第13号で定める報酬等をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い、必要となる経費をいう。

(報酬等の種類)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 役員及び評議員には、賞与は支給しないものとする
- 3 役員及び評議員の退職にあたっては、退職慰労金は支給しないものとする。
- 4 役員及び評議員の報酬は、本人が申し出ることにより辞退することができる。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員には、各年度の一人当たりの報酬等の総額が1,000万円の範囲内において、理事会で承認を得た額を報酬として支給することができる。

- 2 非常勤役員には、各年度の1人当たりの報酬等の総額が100万円の範囲内において、理事会又は評議員会に出席した場合には一人1回あたり5万円（税引後）を報酬として支給することができる。
- 3 評議員には、定款第14条に定める総額の範囲内において、評議員会又は理事会に出席した場合には一人1回あたり5万円（税引後）を報酬として支給することができる。

(報酬等の支払)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第6条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、この請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第8条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、この法人の設立の登記の日から施行する。

2023年9月1日 公益認定に伴い一部改訂

2023年12月16日 一部改訂